

# 7月10日(日)は 参議院議員通常選挙の投票日！

**【投票時間】****7:00～20:00**

国政選挙は、政権を左右する大切な選挙です。  
大切な一票、無駄にしないで、必ず投票しましょう！

～当日、投票に行けない方、混雑を避けたい方は**期日前投票**をしましょう～  
※投票日当日の**午前中は大変混雑**します。 詳細は裏面①にて

～新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養されている方へ～

**特例郵便投票**ができます。 詳細は裏面②にて**■御嵩町で投票できる方は・・・**

- ・日本国籍を有し、平成16年7月11日までに生まれた人（満18歳以上）
- ・令和4年3月21日以前に御嵩町に転入届をした人で、住民票が作成された日から引き続き3か月以上住民基本台帳に記録され、御嵩町の選挙人名簿に登録された人です。ただし、他市町村に転出された方でも御嵩町で投票することになる場合がありますので、該当する方は、選挙管理委員会までお問合せください。

**■投票所は・・・**

- ◎防災コミュニティセンター
- ◎ぽっぽかん
- ◎御嵩町役場
- ◎伏見公民館
- ◎中公民館

**をご利用ください。**

※これらの投票所には「共通投票所」を併設します。  
これにより、投票当日、町内5か所のどの投票所でも投票ができます。



投票所入場券を投票所へ

世帯ごとにまとめて封書で投票所入場券を送付しますので、ご自身の入場券を切り取って投票所へお持ちください。

また、入場券がなくても投票はできますので、投票所受付でお申し出ください。

**【新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について】**

- ◎投票所では、定期的な消毒、室内換気などを行います。安心してご来場ください。
- ◎投票にお越しの際は、マスクの着用、会場に設置してある消毒液の利用にご協力ください。

【問い合わせ】 御嵩町選挙管理委員会（役場総務防災課行政管財係内）

☎0574-67-2111 FAX：0574-67-1999（内線：2208,2209）



## ①投票日当日に予定がある方、混雑を避けたい方は、期日前投票所へ！

町内4か所、いずれでも投票できます。次の期間中、開設しておりますので、ぜひご利用ください。

投票期間	期日前投票所名	開設時間
6月23日（木）から 7月9日（土）まで	御嵩町役場本庁舎 1階第一会議室	午前8時30分から 午後8時00分まで
6月26日（日）	移動期日前投票車 綱木グランド駐車場	午前10時00分から 午後1時00分まで
6月26日（日）	移動期日前投票車 津橋公民館駐車場	午後2時00分から 午後5時00分まで
7月2日（土）から 7月3日（日）まで	伏見公民館 1階ロビー	午前10時00分から 午後6時00分まで

- ・投票日当日、投票所に人が集中することを避けるため、期日前投票の積極的な利用をお願いします。
- ・仕事や冠婚葬祭など、投票日当日に用事がある方や新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される場合は、期日前投票をすることができます。
- ・入場券に付いている宣誓書に生年月日を書き、該当する理由に○を付けて会場にお持ちください。
- ・移動期日前投票車は、自動車を利用した投票所になります。時間帯によって、会場を移動しますので、ご注意ください。

## ②特例郵便等投票の対象となる方とは・・・

以下に示す「特定患者等」に該当する選挙人で、投票用紙等の請求時において、外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る期間が投票をしようとする選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から当該選挙の当日までの期間にかかると見込まれる方は、特例郵便等投票ができます。

「特定患者等」とは、

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第2項又は検疫法第14条第1項第3号の規定による外出自粛要請を受けた方

(2) 検疫法第14条第1項第1号又は第2号に掲げる措置（隔離・停留の措置）により宿泊施設内に収容されている方

※ 在外選挙人名簿に登録されている方が、上記(1)又は(2)に該当することとなった場合も対象となります（衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限ります。）。

